

公的研究費取り扱い規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人野口研究所（以下「研究所」という）における公的研究費の取り扱いに関して、適正に運営・管理するために必要な事項を定めることにより、公的研究費の適正な取り扱いを図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 公的研究費の運営・管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定 義)

第3条 この規程において公的研究費とは、次のものをいう。

尚、この公的研究費を提供する期間を、配分機関という。

- ① 各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人等から預託される競争的研究資金
- ② 公的機関からの受託研究費、共同研究費

(最高管理責任者)

第4条 研究所全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者一人を置く。

- ① 最高管理責任者は理事長をもって充てる。
- ② 最高管理責任者は、公的研究費の適正な運営・管理体制を構築し、不正防止の意識向上のために必要な措置を講ずる。
- ③ 最高管理責任者は、統括管理責任者及び各所員が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について研究所全体を統括する責任と権限を有する者として、統括管理責任者一人を置く。

- ① 統括管理責任者は、理事（総務担当）をもって充てる。

(管理推進責任者)

第6条 統括管理責任者の下で公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を有する者として、コンプライアンス推進の責任を負う。

(ア) 管理推進責任者は、総務部総務担当グループリーダーをもって充てる。

(イ) 管理推進責任者は、管理状況確認、コンプライアンス教育実施・受講状況の管理監督、モニタリングを実施し、必要に応じて改善・指導する。

(不正防止推進部署)

第7条 公的研究費使用の不正防止を推進する部署として、不正防止推進部署を置く。

- ① 不正防止推進部署は、コンプライアンス委員会とする。
- ② 不正防止推進部署の長は、研究所全体の観点から実態を把握・検証し、関係者と協力して不正行為の防止を推進する。

(相談窓口)

第8条 研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、研究所内外から相談を受け付ける窓口として、相談窓口を置く。

- ① 相談窓口は、総務部とする。
- ② 相談窓口の長は、研究所における公的研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等について、必要に応じて、ホームページ等により研究所内外に開示するものとする。

(不正行為に関する告発窓口)

第9条 研究所内外から不正行為に関する告発を受け付ける窓口として、告発窓口を置く。

- ① 告発窓口は、コンプライアンス委員会事務局とする。
- ② 告発窓口の長は、不正行為の告発を受けたときは、直ちに最高管理責任者に報告しなくてはならない。
- ③ 最高管理責任者は、告発の受付から30日以内に、告発の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を公的研究費の当該配分機関に報告しなければならない。

(不正行為に関する調査)

第10条 最高管理責任者は、第9条第2項の報告を受け調査が必要と判断した場合は、不正防止推進部署に命じて不正行為に関する調査を行うものとする。

不正防止推進部署は、最高管理責任者の命ずる主旨に従い、不正行為の有無及び内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について、直ちに調査を行い、報告しなければならない。また、必要に応じて調査委員会(含む顧問会計士・顧問弁護士)を設置し調査を行うものとする。

(公的研究費の一時的執行停止)

第11条 最高管理責任者は、必要に応じて、不正行為に関する調査中において被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象公的研究費の使用停止を命ずることとする。

(不正行為に関する調査報告)

第12条 不正防止推進部署は、第10条に基づく不正行為に関する調査実施状況及び結果をすみ

やかに最高管理責任者に報告しなくてはならない。

(当該配分機関への報告)

第13条 不正行為の調査については、次のとおり当該配分機関に報告、協議を行う。

- ① 調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議する。
- ② 告発の受付から210日以内に、調査結果、不正要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告書を提出する。
- ③ 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、すみやかに報告する。
- ④ 求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告書及び中間報告書を提出する。
- ⑤ 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(不正行為に対する措置)

第14条 第10条の調査の結果、不正行為があったと認められる場合は、次の各号の措置をとるものとする。

- ① 役員に不正行為があったと認められる場合は、理事長は、その違反の程度に応じ、必要な措置を厳正に行う。
- ② 所員に不正があったと認められる場合は、就業規則の定めるところにより、懲戒処分又は厳重注意等人事管理上必要な措置を厳正に行う。
- ③ 研究所の外部者による不正行為があったと認められる場合は、必要に応じて損害賠償請求又は告訴するものとする。

(内部監査)

第15条 公的研究費の適正な運営・管理・不正防止のために、総務部経理・財務グループによる定期的な内部監査を実施する。

(改 廃)

第16条 この規程の改廃は常任理事会により行う。

附 則

この規程は2007年11月1日制定、実施する。

この改訂は2016年2月1日から実施する。